



Contents

P2 フォトギャラリー

P3 トピックス

- (1) 企業会計審議会総会の開催について
- (2) 原材料費やエネルギー価格の上昇に係る中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について
- (3) 平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年半以内施行）に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について
- (4) ファンドモニタリング調査の集計結果について
- (5) 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成 26 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）

P9 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P12 金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

P13 お知らせ

フォトギャラリー



多重債務問題及び消費者向け金融等に関する
懇談会（第4回）にて挨拶する赤澤副大臣
（11月11日）



中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換
会にて挨拶する麻生大臣（11月25日）

トピックス

(1) 企業会計審議会総会の開催について

平成 26 年 10 月 28 日に企業会計審議会総会を開催し、金融庁及び企業会計基準委員会 (ASBJ) から国際会計基準をめぐる最近の対応について報告が行われたほか、審議会の今後の運営について議論が行われました。

○国際会計基準をめぐる最近の対応について

昨年 6 月に企業会計審議会で行きとめられた「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」では、IFRS の強制適用の是非については、未だその判断をすべき状況にないとした上で、まずは、IFRS の任意適用の積上げを図ること、日本が考える「あるべき IFRS」について、対外的に意見発信することが重要とされました。

「当面の方針」公表後の取組みとして、金融庁からは、IFRS 任意適用要件の緩和 (平成 25 年 10 月に内閣府令を改正) や IFRS 任意適用企業数の推移について、ASBJ からは、「修正国際基準」の策定 (平成 26 年 7 月 31 日に公開草案を公表、10 月 31 日まで意見募集) や「純損益」及び「のれんの償却」の重要性に関する意見発信について報告されました。

○会計部会の設置について

「国際会計基準の任意適用の拡大促進を図るとともに、あるべき国際会計基準の内容について我が国としての意見発信を強化するため、会計を巡る事項について必要な審議・検討を行う」との観点から、企業会計審議会総会の下に、新たに会計部会を設置することが決定されました。

※ 詳しくは、金融庁のウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「企業会計審議会」から [「企業会計審議会総会 議事次第」](#) (平成 26 年 10 月 28 日) にアクセスしてください。

(2) 原材料費やエネルギー価格の上昇に係る中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

金融庁は、去る 10 月 14 日、原材料費やエネルギー価格の上昇により、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ円滑な金融仲介機能の発揮に努めるよう関係金融機関団体等に対し書面で要請しました。

< 要請文発出先金融機関等 >

全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、信託協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、農林中央金庫

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「原材料費やエネルギー価格の上昇に係る中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について（要請）」](#)（平成 26 年 10 月 14 日）にアクセスしてください。

(3)平成 25 年金融商品取引法等改正(1年半以内施行)に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、平成 26 年 8 月 11 日から平成 26 年 9 月 11 日にかけて、平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年半以内施行）に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案を公表し、広く意見の募集を行い、その結果等を平成 26 年 10 月 17 日に公表しました。

本件の政令は平成 26 年 10 月 17 日に閣議決定され、内閣府令等と併せて、平成 26 年 10 月 22 日に公布されており、平成 26 年 12 月 1 日より施行されます。

本件の政令・内閣府令等の主な改正内容は、以下のとおりです。

1. 銀行法施行令及び銀行法施行規則の改正

(1)大口信用供与等規制の見直し

- ・信用供与等の範囲について、公募社債の追加など、規制対象となる信用供与等の範囲を拡大しました。
- ・信用供与等の限度額について、信用供与等を受ける受信者グループに対する限度額を銀行等の自己資本の額の 40%から 25%に引き下げました。
- ・信用供与等を受ける受信者グループの合算の範囲を議決権 50%超の保有による形式基準に基づく子会社から、実質支配力基準に基づく子法人等、影響力基準に基づく関連法人等まで拡大しました。

(2)その他銀行法の改正に伴う所要の改正

銀行法において、銀行等の業務の再委託先（二以上の段階にわたる委託を含む）に対する報告徴求及び立入検査に係る規定が整備され、当該報告徴求等の権限が金融庁長官の権限とされたことに伴い、当該権限を業務の再委託を行う銀行等の監督権限を有する財務局長等へ委任する規定を整備しました。

2. 長期信用銀行法施行令、信用金庫法施行令、労働金庫法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令等については、上記(1)と同様の改正を行い、保険業法施行令、金融商品取引法施行令等については、上記(2)と同様の改正を行いました。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年半以内施行）に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」](#)（平成 26 年 10 月 17 日）にアクセスしてください。

(4) ファンドモニタリング調査の集計結果について

金融庁では、ファンド（投資信託、投資法人及び集団投資スキームをいう。）に関する販売（新規の募集、私募、募集の取扱い及び私募の取扱いをいう。）・運用の実態を把握するため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、調査を実施しています。

今般、調査結果の概要を取りまとめ、公表しました。

【調査結果のポイント】

1. 調査対象ファンドの販売（新規募集等）状況（平成25年4月～平成26年3月）

	販売本数 (本)	販売金額 (億円)	うち「ヘッジファンド」	
			販売本数 (本)	販売金額 (億円)
国内投資信託	24,005	982,560	23	545
国内投資法人	75	5,389	-	-
外国投資信託・ 外国投資法人	875	44,856	49	2,160
集団投資スキーム	2,758	14,394	39	89
合計	27,713	1,047,199	111	2,794

(注) 販売本数については、複数の販売業者が同一のファンドを販売している場合があるため、実際の本数とは異なります。

2. 調査対象ファンドの運用状況（平成26年3月末時点）

	運用本数 (本)	運用財産額 (億円)	うち「ヘッジファンド」	
			運用本数 (本)	運用財産額 (億円)
国内投資信託	10,052	1,752,751	151	8,642
国内投資法人	55	124,390	-	-
外国投資信託・ 外国投資法人	662	266,672	79	13,859
集団投資スキーム	3,912	137,557	79	475
合計	14,681	2,281,370	309	22,976

(注) 外国投資信託・外国投資法人の運用状況については、当該ファンドの代行協会員（設置されていない場合は販売業者）が回答しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「ファンドモニタリング調査の集計結果について」](#)（平成26年10月7日）にアクセスしてください。

(5)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等(期間:平成26年7月1日～同年9月30日)

金融サービス利用者相談室(以下、「相談室」という。)に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成26年7月1日から同年9月30日までの間(以下、「今期」という。)における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

1. 平成26年7月1日から同年9月30日までの間に、10,396件の相談等が寄せられています。1日当たりの受付件数は平均165件となっており、平成26年4月1日から同年6月30日までの間(以下、「前期」という。)の実績163件とほぼ同水準となっています。事前相談の受付件数は、上記10,396件のうち643件となっています。
2. 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関する相談等の受付件数3,022件(構成比29%)うち事前相談29件、保険商品等に関する相談等の受付件数3,209件(同31%)うち事前相談4件、投資商品等に関する相談等の受付件数2,656件(同26%)うち事前相談518件、貸金等に関する相談等の受付件数982件(同9%)うち事前相談90件、金融行政一般・その他に対する意見・要望等の受付件数527件(同5%)うち事前相談2件、となっています。
3. 分野別の特徴等について
 - (1) 預金・融資等については、前期の実績とほぼ同水準となっています。
 - (2) 保険商品等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が増加したことから、前期に比べて、やや増加しています。
 - (3) 投資商品等については、前期の実績とほぼ同水準となっています。なお、詐欺的な投資勧誘に関するものが880件あり、そのうち340件が何らかの被害があったものとなっております。年齢がわかるもの(575件)のうち、70代が183件(32%)、80代以上が137件(24%)、60代が90件(16%)と高齢者についての相談が大部分を占めております。
 - (4) 貸金等については、行政に対する要望等に関するもの等が増加したことから、前期に比べて、増加しています。
4. なお、利用者の皆様から寄せられた相談等は、利用者全体の保護や利便性向上の観点から検査・監督上の参考として活用しています。

今期に受け付けた情報提供のうち、以下のものなどについて、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

 - (1) 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
 - (2) 預金取扱金融機関における不適切な顧客対応に関するもの
 - (3) 預金取扱金融機関の融資業務における担保の取扱いに関するもの
 - (4) いわゆる貸し渋り・貸し剥がしや貸出条件変更に関するもの
 - (5) 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
 - (6) 保険会社の保険金等の支払いに関するもの
 - (7) 保険募集人等の不適正な行為(重要事項の不十分な説明、手続に関する不適切な案内・対応、不告知の教唆、無断契約、名義借り、保険料の立替等)に関するもの
 - (8) 貸金業者による法令違反のおそれのある行為に関するもの
 - (9) 貸金業者による顧客への不適切な説明に関するもの
 - (10) システム障害に関するもの
 - (11) 外国為替証拠金取引業者の無断売買に関するもの

- (12) 無登録営業に関するもの
- (13) 金融商品取引業者の不適正な行為（ホームページを閉鎖し電話に出ない等、無断売買、口座開設拒否、高齢者に対する不適正な勧誘）に関するもの
- (14) 金融商品取引業者によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
- (15) いわゆる集団投資スキームを利用した法令違反のおそれのある行為に関するもの
前期における情報の活用状況は以下のとおりです。
 - ・監督において行った金融機関等に対するヒアリング等の際して、187の金融機関等については相談室に寄せられた情報を参考としています。
 - ・金融庁が着手した金融機関等の検査等の際して、48の金融機関等については相談室に寄せられた情報を参考としています。

5. 利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等

寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、以下のとおり「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として公表していますので、ご参照ください。

- (1) 預金・融資等に関する相談事例及びアドバイス等
 - 「免許の確認、預金保険制度に関する相談等」
 - 「本人確認に関する相談等」
 - 「盗難・偽造キャッシュカードに関する相談等」
 - 「振り込め詐欺救済制度に関する相談等」
 - 「特約付定期預金等に関する相談等」
 - 「融資に関する相談等」
- (2) 保険商品等に関する相談事例及びアドバイス等
 - 「保険内容の顧客説明に関する相談等」
 - 「告知義務に関する相談等」
 - 「保険契約に関する相談等」
 - 「保険金の支払に関する相談等」
 - 「少額短期保険業者に関する相談等」
 - 「保険契約者の保護に関する相談等」
- (3) 投資商品等に関する相談事例及びアドバイス等
 - 「金融商品の購入に関する相談等」
 - 「投資信託の購入に関する相談等」
 - 「外国為替証拠金取引に関する相談等」
 - 「未公開株式の取引に関する相談等」
 - 「自社発行未公開株に関する相談等」
 - 「ファンドに関する相談等」
 - 「金融商品取引業者（旧証券取引法上の証券会社）との取引に関する相談等」
 - 「金融商品取引業の登録に関する相談等」
 - 「株券の電子化に関する相談等」
 - 「投資者保護制度に関する相談等」
 - 「社債に関する相談等」
- (4) 貸金等に関する相談事例及びアドバイス等
 - 「違法な金融業者からの借入れに関する相談等」
 - 「強引な取立てに関する相談等」
 - 「取引履歴の開示に関する相談等」
 - 「返済条件の変更に関する相談等」
 - 「金利引下げに関する相談等」
 - 「総量規制に関する相談等」
 - 「都道府県登録業者に関する相談等」
 - 「完済後の書面交付に関する相談等」

金融庁及び証券取引等監視委員会では、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれらを連想させる組織を騙った業者等の情報収集をしています。もし、そのような業者から連絡等があった場合には、

- ・金融庁金融サービス利用者相談室

0570-016811 (ナビダイヤル)、IP 電話からは03-5251-6811

- ・証券取引等監視委員会の情報受付窓口

0570-00-3581 (ナビダイヤル)、IP 電話等からは03-3581-9909
に情報提供をお願いいたします。

その他、金融庁のウェブサイト ([「金融の仕組みや金融商品などの解説」](#)) では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「金融サービス利用者相談室」](#)における相談等の受付状況等（期間：平成26年7月1日～同年9月30日）（平成26年10月31日）にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。

↓
[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
・その信用力などが保証されているものではありません。
・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓
[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

(2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

(イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

このコーナーは、平成 26 年 10 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [金融モニタリング情報収集窓口](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）について](#)
- [平成 25 年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について](#)
- [コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（第3回）議事次第](#)
- [中小・地域金融機関の主な経営指標](#)
- [金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」（第1回）議事次第](#)
- [監査法人の処分について](#)
- [コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（第4回）議事次第](#)

お知らせ

(1) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。
 1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
《受付時間》
平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(2) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



(3) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
証券取引等監視委員会	<u>「メールマガジン配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
公認会計士・監査審査会	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>

